３　前二項の規定は、法第七十二条第五項ただし書の認可（農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった他業業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

４　第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第十三項において準用する同条第四項の認可（他業業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十六項の認可について準用する。

５　法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号並びに第二項第一号、第四号、第六号及び第七号（これらの規定を前二項において準用する場合を含む。）並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第百一条　法第七十二条第十八項の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可又は承認を受けて議決権を有している認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

一　法第七十二条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）

二　法第七十二条第五項ただし書

三　法第七十二条第八項

四　法第七十二条第十一項

五　法第七十二条第十二項ただし書

六　法第七十二条第十四項

（従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第百二条　農林中央金庫は、法第七十二条第十九項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

（法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第百三条　法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～八　略］

九　新規事業分野開拓会社等の議決権について第九十五条第十一項に規定する処分を行おうとする場合又は事業再生会社の議決権について同条第十二項に規定する処分を行おうとする場合において、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

［十・十一　略］

［２・３　略］

３　前二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定による認可（農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

４　第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十項の規定による認可について準用する。

５　法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第百一条　法第七十二条第十二項の規定による総会への報告は、農林中央金庫が同条第七項の認可を受けて議決権を有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第百二条　農林中央金庫は、法第七十二条第十三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　同上］

（法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第百三条　［同上］

［一～八　同上］

九　新規事業分野開拓会社等の議決権について第九十五条第九項に規定する処分を行おうとする場合又は事業再生会社の議決権について同条第十項に規定する処分を行おうとする場合において、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

［十・十一　同上］

［２・３　同上］